

令和8年度 飯田市二酸化炭素排出量可視化等支援事業
(うごくるB。CO2 排出量みえる化プログラム) 申込規約

本利用規約は、飯田市（以下「本市」という。）が行う飯田市二酸化炭素排出量可視化等支援事業（うごくるB。CO2 排出量みえる化プログラム）（以下「本プログラム」といいます。）の利用条件等を定めるものです。本プログラムの利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約に同意の上、本プログラムに申し込むものとします。

(趣旨)

第1条 本プログラムは、市内事業者のCO2 排出量の可視化や、排出削減に向けた目標設定等を支援することにより、脱炭素経営への転換を推進することを目的として、本市がe-dash株式会社との業務委託契約により実施する公的施策です。

(対象者)

第2条 本プログラムの利用対象者は、以下の条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 大企業又はみなし大企業でないこと。
- (2) 飯田市の区域内に事務所、事業所等を有すること。
- (3) 納付すべき市税について滞納がないこと。
- (4) 飯田市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 本プログラムへの参加申込の時点で、第2号の事務所、事業所等において現に事業を営んでいること。
- (6) 主たる業種が日本標準産業分類上の宗教業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に当たり本市又はe-dash株式会社から示される要件、誓約事項等を遵守すること。

2 前項第1号の大企業は、次の表に掲げる規模を超える事業者とします。

業種	資本金の額（又は出資の総額）	常時使用する従業員の数
製造業、その他 (ゴム製品製造業を除く)	3億円	300人
ゴム製品製造業	3億円	900人
卸売業	1億円	100人
小売業	5,000万円	50人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
ソフトウェア業、情報処理サ ービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

3 前項第1号のみなし大企業は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合

- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている場合
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を第1号から前号までに該当する中小企業者が所有している場合
 - (5) 第1号から第3号までに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている場合
- (プログラムの内容)

第3条 本プログラムの内容は以下の通りとします。詳細は別に締結する e-dash 株式会社とのサービス利用契約によります。

- (1) e-dash を用いた CO2 排出量の可視化支援
- (2) CO2 排出量の削減に向けた計画策定支援
- (3) CO2 排出量の削減に向けた提案
- (4) 脱炭素経営のためのオンライン相談の実施

2 本プログラムによる e-dash の利用期間は、前項の利用契約の締結日から令和9年2月28日までとします。この期間中、利用者は無償で e-dash を利用できますが、本プログラムの期間終了後も継続して e-dash を利用する場合は、別途費用負担が発生します。

3 本プログラムによる支援の対象は、飯田市の区域内に存する事務所、事業所等に係るものに限られ、一の事業者が支援を受けられる拠点の数は5を上限とします。

(申込及び決定)

第4条 本プログラムへの申込は、本市が別途設けるオンラインの申込フォームから行うものとします。

2 本市は、前項による申込があったときは、当該申込の内容を確認し、その内容が適切であると認めるときは、当該申込を行った事業者を本プログラムの対象者として決定します。

(利用条件)

第5条 利用者は、以下の条件に同意するものとします。

- (1) 第1条に掲げる主旨に則り、誠実に本プログラムに取り組むこと。
- (2) 本市の求めに応じ、本プログラムに関する必要な情報や資料を提出すること。
- (3) 本プログラムにより支援を受けた内容について、本市がその事実（事業者名を含む。）を公表することがあること。
- (4) 本プログラムにより支援を受けた内容について、本市が行う啓発活動に協力すること。
- (5) 本プログラムの終了後も、脱炭素経営の継続に向けた経営努力を行うこと。

(禁止事項)

第6条 利用者は、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 他の利用者、第三者、本市又は e-dash 株式会社の権利・利益を侵害する行為
- (2) 虚偽の申請や報告を行う行為
- (3) 不正な手段により支援を受ける行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本プログラムの運営を妨げる行為

(支援の取消)

第7条 本市は、利用者が本規約に違反した場合又は第4条第1項の規定による申込に虚偽の内容が含

まれることが判明した場合は、同条2項の決定を取り消し、既に行われた支援に関する対価の請求等を行うことができるものとします。

(免責事項)

第8条 本市は、本プログラムの利用又は提供の中止・終了により生じた利用者又は第三者の損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の取扱い)

第9条 本市は、本プログラムに関連して取得した個人情報を、関係法令に基づき適切に取り扱うものとしてします。

(規約の変更)

第10条 本市は、必要に応じて本規約を改定することがあります。改定内容は、本市のウェブサイト等で公表するものとし、公表日以降の利用には新たな規約が適用されます。

附 則

本規約は、令和8年6月10日から施行します。